

平成31年4月
土木部 監理課

消費税の税率の改正に伴う建設工事請負契約等の取扱いについて

平成31年10月1日から消費税及び地方消費税が8%から10%へ上げられる予定ですが、県発注工事についての取扱いについては、下記のとおりとなります。

記

第1 消費税及び地方消費税の税率の改正の概要

1 税率改正の内容

	消費税	地方消費税	計
現 行	6.3%	1.7%	8%
改正後	7.8%	2.2%	10%

2 税率改正の適用

税率改正は、施行日以降に行う資産の譲渡について適用される。

ただし、請負工事等（建設コンサルタント業務を含む。以下同じ。）に関しては、経過措置により、平成31年4月1日（以下、「指定日」という。）の前日までに締結した契約に基づく施行日以降の当該契約に係る課税資産の譲渡（引渡し）については、現行税率が適用される。（別添、工事請負契約等に係る消費税の経過措置等の概要を参照のこと。）

第2 請負工事等の取扱いに関する基本的方針

施行日以後に契約を締結する請負工事等の取扱いに関する基本的方針は、次のとおりとする。

(1) 予定価格の決定

予定価格は、消費税（地方消費税を含む。（2）ア及び第3を除き、以下同じ。）を考慮して適正に定めるものとする。

(2) 入札、落札者の決定等の方法

入札、落札者の決定等に当たっては、次の方法によるものとする。

ア 入札説明書又は指名通知書等に、以下の文言を明記し、入札参加者にその旨を周知するものとする。

「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金

額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。」

イ 入札書には、事業者が見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(課税事業者の場合は消費税抜きに相当する金額、免税事業者の場合は課税事業者と同一の基準で比較できるようにするために用いる計算上算出された金額)を記載させるものとする。

ウ 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とするものとする。

エ 随意契約による場合には、①から③までの方法に準じた方法によるものとする。

(3) 工事請負契約書等の請負代金額等の記載方法

工事請負契約書等(茨城県建設工事執行規則(昭和43年茨城県規則第69号)様式第2号及び第4号(以下「建設工事請負契約書」という。)並びに茨城県建設工事コンサルタント業務執行規則(平成8年茨城県規則第19号)様式第2号及び第3号(以下「建設コンサルタント業務委託契約書」という。))以下同じ。)においては、契約の相手方が課税事業者の場合について、その取引に課される消費税の額を明らかにするため、請負代金額等(請負代金額及び業務委託料をいう。以下同じ。)に併せて、当該取引に係る消費税の額(請負代金額等に100分の10を乗じて得た額)を記載するものとする。

なお、消費税の額の算出に当たって、1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第3 経過的な請負工事等に関する取扱い

1 指定日以後に契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の場合

指定日以後に契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の請負工事等(債務負担行為に基づく契約を含む)の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 予定価格の決定

第2の(1)によるものとする。

なお、茨城県建設工事施工等の手続及び監督規程(平成8年茨城県訓令第23号。以下「監督規程」という。)様式第11号「予定価格表」中「108分の100」は「110分の100」とする。

(2) 入札、落札者の決定等の方法及び建設工事請負契約書の請負代金額の記載方法 第2の(2)及び(3)によるものとする。

なお、入札説明書には、下記のとおり記載する。

「落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分

の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。」

また、最低制限価格又は調査基準価格の設定にあたっては、改正後の税率に基づき算出するものとする。

(3) 前金払及び部分払の取扱い

施行日の前日までに請求を受けた前金払及び部分払には、消費税の税率の改正による消費税の増加分を含まないものとする。

(4) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用にあたっては、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。

(5) (2)の方法によらず契約を締結する場合にあつては、契約締結後、3(2)により請負代金額の変更を行うものとする。

2 設計変更に伴い請負代金額等を増額する場合

指定日の前日までに契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の請負工事等で、指定日以後に行われる設計変更に伴い請負代金額等を増額する場合の当該増額分については、当該設計変更の時期に応じ、第2又は1の規定に準じて取り扱うものとする。

3 工期を延長する場合

指定日以後、施行日の前日までに契約を締結し、施行日の前日までに引渡し予定の請負工事等で遅延により引渡しが行われるもの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 消費税の税率の改正による消費税の増加額分の負担

工期の延長が工事請負契約書第19条から第21条までの規定による場合、履行期間の延長が建設コンサルタント業務委託契約書第18条、第19条又は第21条の規定による場合等工期又は履行期間の延長が受注者の責に帰すことができない事由によりなされる場合は、消費税の税率の改正による消費税の増加額分（免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分）につき請負代金額等を変更するものとする。

(2) 請負代金額等の変更額

受注者と協議するための請負代金額等の変更額の積算は、次によるものとする。

ア 受注者が課税事業者の場合は、消費税の税率の改正による消費税の増加額分は、請負代金額等から取引に係る消費税額を除いた金額に100分の2を乗じて得た額とする。

イ 受注者が免税事業者の場合は、仕入れに係る消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分は、施行日以後の仕入れ相当額から仕入れに係る消費税額を除いた金額に100分の2を乗じて得た額とする。

(3) 課税事業者、免税事業者の確認方法

受注者が課税事業者であるか又は免税事業者であるかの旨（予定を含む。）の確認は、受注者の届出書によるものとする。

- (4) 賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の取扱い
賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更の規定の適用に当たっては、消費税の税率の改正による物価の変動分を除くものとする。
 - (5) 請負代金額等の変更の時期
請負代金額等の変更は、工期又は履行期間を延長するときに行うものとする。
- 4 その他
- 1 から 3 までの規定により難い特別の事情があるものの取扱いについては、別途協議するものとする。

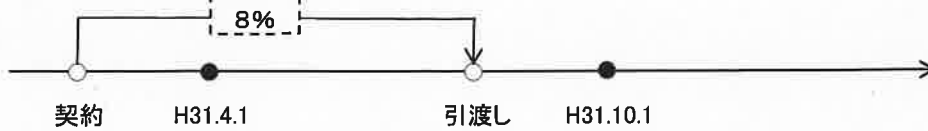
第4 経過的な請負工事等に係る工事請負契約書等の特別の規定

- 1 指定日以後に契約を締結し、施行日以後に引渡し予定の請負工事等の場合
第3の1の請負工事等については、当初の契約締結時に、建設工事請負契約書又は建設コンサルタント業務委託契約書の条項に別紙1、別紙2又は別紙3のとおり付則として特別の規定を設けるものとする。
なお、付則は、当初の契約締結時に、建設工事請負契約書に添付するものとする。
- 2 工期を延長する請負工事等の場合
第3の3の請負工事等については、請負代金額等の変更時に、建設工事請負契約書又は建設コンサルタント業務委託契約書の条項に別紙2又は別紙3のとおり付則として特別の規定を設けるものとする。
なお、付則は、請負代金額等の変更時に、建設工事請負契約書又は建設コンサルタント業務委託契約書に添付するものとする。

工事請負契約等に係る消費税の経過措置等の概要

1. 経過措置の基本的パターン

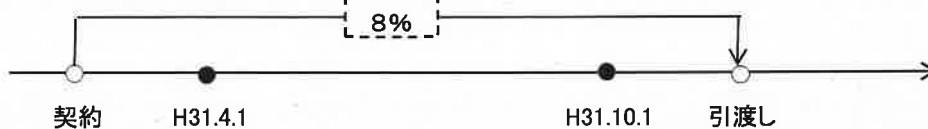
- ① H31.4.1前に契約, H31.10.1前に引渡し→8%



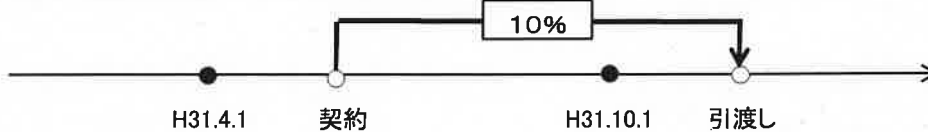
- ② H31.4.1以後に契約, H31.10.1前に引渡し→8%



- ③ H31.4.1前に契約, H31.10.1以後に引渡し→8%

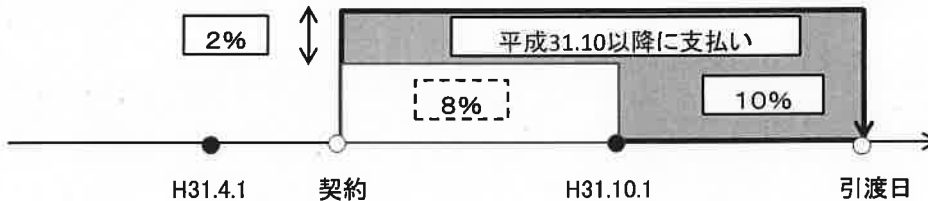


- ④ H31.4.1以後に契約, H31.10.1以後に引渡し→10%

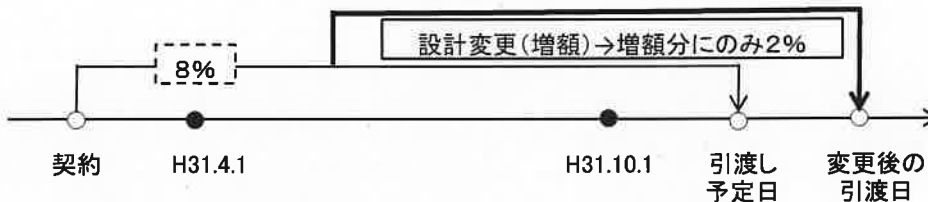


2. 経過的な請負工事等に関する取扱い

- ⑤ H31.4.1以後に契約, H31.10.1以後に引渡し(債務負担行為のものも含む)
平成31.9.30までの前金・部分払いについては、消費税及び地方消費税の増加分を含まずに支払う。
(消費税及び地方消費税の増加分は完成時に支払う。)



- ⑥ ③でH31.4.1以後に行われる設計変更に伴い、請負代金額等を増額する場合



- ⑦ 工期を延長する場合(②で遅延により引渡し後がH31.10.1以後になる場合)



※ただし、請負代金額等を変更するのは、工期の延長が建設工事請負契約書第19条から第21条までの規定による場合等、工期等の延長が受注者の責に帰すことができない事由によりなされる場合とする。

別紙1（通知第3の1の請負工事（債務負担行為に基づく契約に係るもの））

付 則

- 1 平成31年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前払金については、第40条第1項の規定にかかわらず、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「平成31年度末」と、「入札（見積り）前に明らかにした前払金の請負代金額に対する割合で計算した額」とあるのは「平成31年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）に入札（見積り）前に明らかにした前払金の請負代金額に対する割合で計算した額」と、「請負代金額の」とあるのは「平成31年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額が」とあるのは「平成31年度の出来高予定額が」と、「請負代金額に」とあるのは「平成31年度の出来高予定額（当該出来高予定額に110分の2を乗じて得た額を除く。）に」と、「請負代金」とあるのは「平成31年度の出来高予定額」と、「請負代金額以上」とあるのは「平成31年度の出来高予定額以上」と、「請負代金額未満」とあるのは「平成31年度の出来高予定額未満」と、第35条中「請負代金額」とあるのは「平成31年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項の場合において、平成31年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、第40条第2項中「前項」及び「同項」とあるのは「付則第1項」として同項を適用する。
- 3 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第41条第2項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（平成31年度における請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」として同項を適用する。
- 4 第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

別紙2（通知第3の1の請負工事（債務負担行為に基づく契約に係るものを除く）及び通知3の3の請負工事）

付 則

- 1 平成31年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第34条中「入札（見積り）前に明らかにした前払金の請負代金額に対する割合で計算した額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）に入札（見積り）前に明らかにした前払金の請負代金額に対する割合を乗じて得た額」と、「請負代金額の」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」と、「請負代金額に」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）に」としてこれらの規定を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第37条第1項及び第7項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額（施行日の前日までに行う第37条第6項の規定による部分払の請求にあっては、当該請負代金相当額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第7項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。
- 3 第37条第6項の規定により部分払金の支払があった後、施行日の前日までに再度部分払の請求をする場合においては、同条第8項の規定にかかわらず、同条第1項及び第7項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額（施行日の前日までに行う第37条第6項の規定による部分払の請求にあっては、当該控除後の額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第7項中「請負代金額」とあるのは「請負代金額（当該請負代金額に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第8項中「再度部分払」とあるのは「施行日の前日までに再度部分払」としてこれらの規定を適用する。
- 4 第25条第1項の規定による請求があった場合においては、同条第2項中「物価」とあるのは「物価（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）による改正後の消費税法（昭和63年法律第108号）の適用による消費税の税率の改正による消費税の増加額相当分及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）の適用による地方消費税の税率の改正による地方消費税の増加額相当分を除く。）」として同項を適用する。

別紙3（通知第3の1及び通知第3の3の建設コンサルタント業務）

付 則

- 1 平成31年10月1日（以下「施行日」という。）の前日までに請求を受けた前金払については、第33条中「入札（見積）前に明らかにした前払金の業務委託料に対する割合で計算した額」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）に入札（見積）前に明らかにした前払金の業務委託料に対する割合を乗じて得た額」と、「業務委託料に」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）に」と、「業務委託料の」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）の」としてこれらの規定を適用する。
- 2 施行日の前日までに請求を受けた部分払における部分払金の額の算定については、第36条中「部分引渡しに係る業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料（施行日の前日までに行う第36条第3項の規定による部分払の請求にあつては、当該部分引渡しに係る業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第3項中「指定部分に相応する業務委託料」とあるのは「指定部分に相応する業務委託料（施行日の前日までに行う第36条第3項の規定による部分払の請求にあつては、当該指定部分に相応する業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第3項中「引渡部分に相応する業務委託料」とあるのは「引渡部分に相応する業務委託料（施行日の前日までに行う第36条第3項の規定による部分払の請求にあつては、当該引渡部分に相応する業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」と、同条第3項中「業務委託料」とあるのは「業務委託料（当該業務委託料に110分の2を乗じて得た額を除く。）」としてこれらの規定を適用する。